

## 5. 対象事業の実施にあたり必要となる許認可等

本事業の実施に伴い必要となる主な許認可等は以下のとおりである。

- ・都市計画法第21条の2第1項の地区計画
- ・枚方開発事業等の手続等に関する条例
- ・都市計画法第29条開発行為の許可
- ・砂防指定地内行為許可（大阪府砂防指定地管理条例第4条）